

第6章 空家等対策の計画的推進

6-1 空家等対策の取組み体制

空家等は私有財産であり、所有者等の責任で管理されるものでありますが、様々な理由により適切に管理されない空家等が、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているため、空家等の問題を地域社会の問題として捉え、空家等の所有者等、地域、事業者等、市が連携し、それぞれが役割をもって空家等の対策に取り組めます。

(1) 主体別の役割

①所有者等の役割

建物等の所有者等は、日頃から建物等を適切に管理する責務があります。そのため、空家等の所有者等となった場合にも同様の責務が発生します。仮に適切な管理ができないのであれば、問題となる前に売却したり除却したりするなど早期に対応することが必要となります。

②事業者等の役割

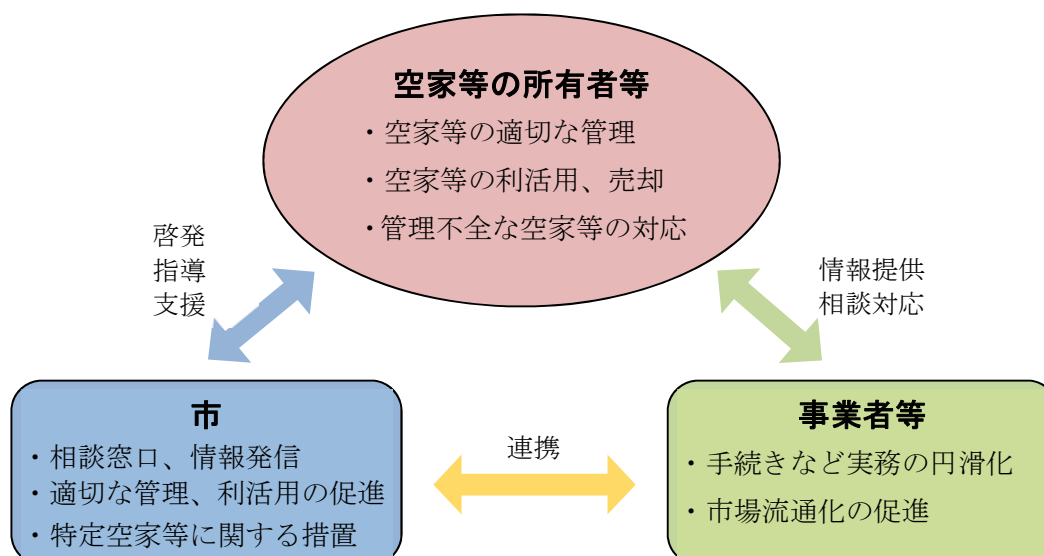
民間事業者は、住宅や土地の流通、住宅を保全するための補修や除却後の跡地の活用など、幅広い役割を担っています。また、法務、不動産、建築などの専門家団体は、空家等の管理や利活用に係る各種手続きなどの実務を円滑に行う役割を担っています。

特に空家等やその跡地の利活用においては、円滑な市場流通化の促進のための協力を行うとともに、居住希望者に対して情報提供や相談への対応を図ることが必要となります。

③市の役割

市は行政機関として、個々の空家等だけでなく、市域全体の住環境を良好に維持する大きな役割を担っています。そのため、地域の住環境に悪影響を与える恐れのある管理不全に陥っている空家等や特定空家等の所有者等に対し、状況の改善を促すなど、地域の住環境の保全に取り組めます。

また、空家等の対策に関わる情報発信のほか、地域住民から提供される空家等の情報の収集や様々な相談への対応など、今後も総合的な窓口としての役割を担うとともに、まちづくりの観点から空家等の対策における取り組みを実施します。



図_各主体の役割と連携

(2) 空家等対策の推進体制

① 庁内の体制

空家等に関する所有者等からの相談を円滑に対応するため、窓口の一本化や関連する各グループにおける情報の共有を図り、庁内各部局の連携を強化するなど、適切な庁内体制を整備します。

また、相談窓口に寄せられた情報や空き家実態調査で得られた情報については、関連する各グループで情報の共有を図り、適切な空家等の管理を促進します。

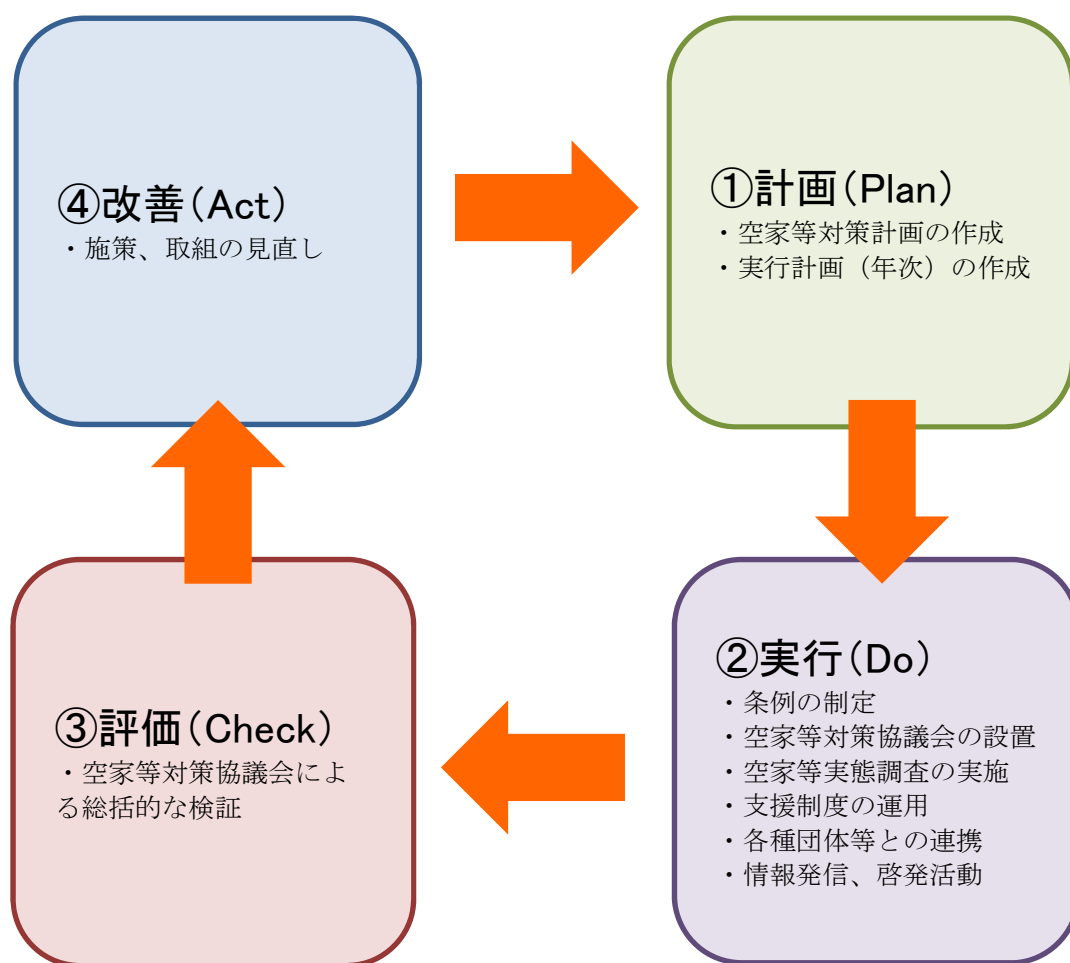
② 空家等対策の推進に関する条例の制定、空家等対策協議会の設置

今後、空家等対策を推進するために、「空家等対策の推進に関する条例」の制定も検討したのち、空家特措法第7条の規定に基づく、市長、地域住民、議員や空家等問題に関する様々な分野における専門家からなる「高浜市空家等対策協議会」を設置し、本計画の変更に関する事項および特定空家等の判定や措置の方針等の実施に関する事項を協議していきます。



6-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、5年間の取組みを総括的に検証し、次の空家等の対策につなげるために、社会・経済情勢の変化や国・県の動向、本市の上位計画・関連計画等を踏まえながら、PDCAサイクルにより、実効性のある対策が実施できるよう、適切かつ柔軟に見直しを実施し、効果的な空家等対策を講じます。



図_PDCA サイクル

参考資料

1 高浜市空家等対策計画策定委員会 委員名簿

番号	区分	役職	氏名	所属団体 等
1	行政	委員長	神谷 坂敏	副市長
2	学識 経験者	委員 (職務 代理)	宮崎 幸恵	東海学園大学 名誉教授 (学位：博士 (工学))
3	法務	委員	田代 清一	きぬうら法律事務所 (弁護士)
4	不動産	委員	高井 明彦	(公社) 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
5	建築	委員	内藤 皓嗣	高浜市建築耐震研究会
6	地域	委員	都築 一彦	高浜まちづくり協議会 あんしんグループリーダー
7	警察	委員	切江 泰仁	碧南警察署 生活安全課長
8	消防	委員	杉浦 亨	衣浦東部広域連合 高浜消防署長
9	行政	委員	榊原 雅彦	総合政策グループリーダー
10	行政	委員	芝田 啓二	市民生活グループリーダー
11	行政	委員	木村 忠好	地域福祉グループリーダー
12	行政	委員	田中 秀彦	都市整備グループリーダー
13	行政	委員	神谷 義直	都市防災グループリーダー

2 策定経緯

回	日時	議題
第1回	平成30年8月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策計画に関する基本事項について 既往資料から見た高浜市の空き家等の現状について 空き家所有者意向調査について
第2回	平成30年12月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 空家等所有者意向に関するアンケート集計結果について 高浜市空家等対策計画(案)について
パブリックコメント	平成31年2月8日(金) ～ 平成31年2月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 高浜市空家等対策計画(案)について
第3回	平成31年3月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果について 高浜市空家等対策計画(案)について

【空家等対策に関する参考ホームページ】

■空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

■あいち空き家管理・活用情報(愛知県ホームページ)

<http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/akiya-kanri/>

■愛知県空き家・空き地バンクポータルサイト(不動産情報サイト)

(トップページ: 物件検索)

<http://akiyabk.com/>

(空き家総合相談窓口)

<http://akiyabk.com/contact.html>

高浜市空家等対策計画

発 行 : 高浜市

編 集 : 都市政策部 都市防災グループ

連絡先 : 〒444-1398

愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2

TEL 0566-52-1111 (代表)

FAX 0566-52-1110

発行年月 : 平成 31 (2019) 年 3 月